

航空機等に係る整備支援委託業務の契約希望者募集要項（公募）

（公募実施権者）

契約担当官

大村航空基地隊大村経理隊長

航空機等に係る整備支援委託業務の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

記

1 調達品目

航空機等に係る整備支援委託業務

（調達予定時期：29.4.1～30.3.31）

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

（5）平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有する者

（6）当該役務に必要な知識、技能を有する者を従事させる体制を有すること。

（7）秘密保全に関し、防衛省の「調達における情報セキュリティ基本方針」及び「調達における情報セキュリティ基準」に準拠した管理体制が整備されており、技術員の身元が秘密保全上支障のないことが確認されていること。

（8）当該役務の実施に必要な知識等の教育体制が整備されていること。

（9）当該役務に従事する者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し若しくは証明できること。

（10）当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、第6号から第9号の各項目を満たすことを証明できること。

3 参加表明

応募する者は、付紙様式に示す「参加表明書」及び第1号、第2号に掲げる資料並びに

次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

#### 4 技術資料の提出

次に示す項目について提出するものとする。

ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号、第2号に示す資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 第2項第6号から第9号を証明する書類
  - ア 当該役務又は類似する役務の実績（年度、契約相手方、事業名、作業内容、期間、人数等）
  - イ 社内の保全体制を証明する書類（保全管理体制組織図、業務処理管理規則、情報資産セキュリティ管理規則等）
  - ウ 当該役務に必要な知識及び教育体制を証することができる書類（氏名、経歴、関連業務経験及び教育実績等）
- (2) 下請負業者に業務を一部委託する場合は下請（予定）企業一覧表（なお、委託させる業務に応じて、第2項第6号から第9号に規定する体制及び能力等を証明する書類を添付すること。）

#### 5 参加表明書及び技術資料の提出先等

##### (1) 提出先

海上自衛隊大村航空基地隊大村経理隊契約班  
〒856-8585 長崎県大村市今津町10番地  
0957-52-3131（内線684）

##### (2) 提出期間

28.12.15（木）～28.12.27（火）

##### (3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

##### (4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

##### (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができ

る。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

## 6 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から、提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から、役務を提供する修理設備、体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

## 7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

## 8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。
  - ア 窓口：参加表明書を提出した部隊等の窓口
  - イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
  - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
  - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
  - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
  - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
  - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
  - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
  - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
  - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本、過剰な編てつ等は不要とする。

